

平成 21 年 7 月 21 日（火）

警察庁資料

第 6 回基本計画推進専門委員等会議

国による民間被害者支援団体に対する財政的援助

民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費

- 全国斉一な被害者支援を行うための意見交換や情報共有化
- 相談員の研修などの機会を設ける

国費 1,000万円

民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費

- 民間団体相談員の委嘱
- 民間団体相談員の研修

補助金 9,400万円

民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託に要する経費

- 直接支援員の委嘱
- 直接支援員の研修

補助金 5,700万円

民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託に要する経費

- 各種広報活動の企画立案、管理運営
- 講演会等の啓発活動の企画立案、管理運営

補助金 5,200万円

平成21年度 2億1,200万円

民間被害者支援団体

地方公共団体からの民間被害者支援団体に対する補助金、負担金等の措置状況(平成21年度)

資料 2

平成21年4月1日現在

No.	都道府県	民間被害者支援団体名	地方自治体等	科目	額(千円)	使 途
1	北海道	社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター(北海道被害者相談室)	北海道(警察費)	委託料	1,500	相談事業(電話相談・面接相談)
			北海道	委託料	1,715	相談業務・情報提供委託
2	青森	社団法人あおり被害者支援センター	青森県(警察費)	委託料	2,500	広報啓発業務、カウンセリング業務、支援セミナー開催業務、ボランティア相談員養成・技術習得研修業務、自助グループ育成業務
			40市町村	負担金	2,000	限定なし
3	岩手	社団法人いわて被害者支援センター	岩手県(警察費)	補助金	2,000	被害者支援ボランティア養成及び研修事業、相談事業
			35市町村	負担金	1,650	限定なし(賛助金)
4	宮城	社団法人みやぎ被害者支援センター	宮城県(警察費)	補助金	3,600	直接支援事業、相談事業、広報啓発活動事業
			仙台市	補助金	4,000	限定なし
			35市町村	補助金	1,000	限定なし
5	秋田	社団法人秋田被害者支援センター	秋田県(警察費)	委託料	2,372	業務委託(広報啓発事業、直接支援事業、相談事業)
			25市町村	負担金	2,340	限定なし
6	山形	社団法人やまがた被害者支援センター	山形県(警察費)	補助金	2,000	事業費
			市町村	負担金	1,620	限定なし
7	福島	社団法人ふくしま被害者支援センター	福島県(警察費)	補助金	2,000	事業費
			市町村	補助金	1,000	限定なし
8	東京	社団法人被害者支援都民センター	東京都	補助金	17,187	広報啓発費
9	茨城	社団法人いばらき被害者支援センター	茨城県(警察費)	補助金	2,000	相談・直接的支援・支援活動員養成・広報啓発の各事業費
			市町村	負担金	3,070	賛助会員費
10	栃木	社団法人被害者支援センターとちぎ	栃木県(警察費)	補助金	4,000	相談事業、広報啓発事業、養成研修事業
			栃木県(警察費)	委託料	396	直接支援事業
			栃木県	補助金	1,000	事業費(交通安全対策費)
			30市町	負担金	4,000	相談事業、広報啓発事業、養成研修事業
11	群馬	NPO被害者支援センターすてっぷぐんま	群馬県	委託料	3,833	相談支援員設置費、スーパーバイザー費、広報啓発業務委託費
			群馬県(警察費)	委託料	1,200	相談・直接支援業務等委託
12	埼玉	社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	埼玉県(警察費)	補助金	900	事業費
			千葉県(警察費)	委託料	5,470	民間被害者相談業務委託
13	千葉	社団法人千葉犯罪被害者支援センター	千葉県	委託料	1,044	犯罪被害者等週間啓発キャンペーンの実施
			千葉県	委託料	300	県及び市町村相談担当職員に対する研修の実施
14	神奈川	NPO神奈川被害者支援センター	神奈川県	補助金	2,260	直接支援事業
				委託料	4,620	犯罪被害者等支援員要請講座委託事業、カウンセリング業務委託
			新潟県	報償費等	506	自助グループ活動支援
15	新潟	公益社団法人にいがた被害者支援センター	新潟県(警察費)	委託料	1,546	被害者支援ボランティア相談員の養成及び研修事業費・広報啓発費
			新潟県	委託料	300	自助グループ活動支援
16	山梨	社団法人被害者支援センターやまなし	山梨県(警察費)	補助金	4,223	事業費・管理費
			市町村	負担金	2,112	
17	長野	NPO長野犯罪被害者支援センター	長野県(警察費)	補助金	1,500	事業費(電話相談、面接相談、直接支援事業)
			40市町村	負担金	2,476	民間被害者支援団体への補助
18	静岡	NPO静岡犯罪被害者支援センター	静岡県(警察費)	委託料	3,855	犯罪被害者等支援意識普及委託事業、相談委託事業、直接支援業務委託事業
19	富山	とやま被害者支援センター	富山県(警察費)	補助金	2,750	限定なし
			15市町村	負担金	2,750	
20	石川	NPO石川被害者サポートセンター	石川県(警察費)	補助金	1,140	事業費(調査、面接、広報)、管理費、事務費
				委託料	1,738	事業費(広報啓発)
21	福井	公益社団法人福井被害者支援センター	福井県(警察費)	委託料	2,881	事業委託(相談業務・直接支援業務・広報啓発事業)
			17市町	負担金	2,881	事業費
22	岐阜	岐阜県被害者支援センター	岐阜県(警察費)	補助金	1,200	事業費
			愛知県(警察費)	報償費、旅費	2,852	研修等講師旅費、研修等講師旅費
23	愛知	社団法人被害者サポートセンターあいひ	愛知県	委託料	400	広報啓発事業
			名古屋市	委託料	1,700	一時利用住宅の提供、啓発・研修事業、活動促進・ニーズ調査
24	三重	社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター	三重県(警察費)	補助金	5,000	犯罪被害者支援事業に要する経費
			29市町	負担金	4,668	限定なし
25	滋賀	NPOおうみ犯罪被害者支援センター	滋賀県	委託料	950	業務委託(総合相談)
			滋賀県(警察費)	委託料	1,757	業務委託(電話相談)
26	京都	社団法人京都犯罪被害者支援センター	京都府	補助金	3,500	犯罪被害者支援活動事業に要する経費(フリーダイヤル運営、カウンセリング経費等)
			京都市	補助金	200	犯罪被害者支援活動の企画及び推進等に要する費用
27	大阪	NPO大阪被害者支援アドボカシーセンター	大阪府	補助金	1,200	犯罪被害者等支援活動補助事業
			大阪府(警察費)	報償費、旅費	1,162	相談業務
				報償費、委託料	1,625	相談業務、カウンセリング講習委託
28	兵庫	NPOひょうご被害者支援センター	兵庫県	補助金	900	相談・広報等の事業活動に要する経費(電話・面接相談・広報啓発・直接支援・自助グループ支援・人材費)
29	奈良	社団法人なら犯罪被害者支援センター	奈良県(警察費)	委託料	1,736	警察相談事業委託
30	和歌山	NPO紀の国被害者支援センター	和歌山県(警察費)	補助金	3,000	事業費
31	鳥取	一般社団法人とっとり被害者支援センター	鳥取県(警察費)	交付金	3,000	事業費
			市町村	負担金	1,206	事業費
32	島根	島根被害者サポートセンター	島根県(警察費)	補助金	1,000	相談事業、直接支援費、理解増進等事業(支援員養成事業、講演会開催事業)
			島根県	委託料	600	広報啓発事業
33	岡山	社団法人被害者サポートセンターおかやま	岡山県(警察費)	委託料	5,795	被害者相談業務委託
34	広島	社団法人広島被害者支援センター	広島県(警察費)	委託料	2,200	相談業務委託、直接支援業務委託
35	山口	NPO被害者支援センターハートラインやまぐち				
36	徳島	徳島被害者支援センター	徳島県(警察費)	需用費、使用料及び賃借料	127	広報啓発共催事業費
			市町村	補助金	800	事業費
37	香川	NPO被害者支援センターかがわ	香川県(警察費)	委託料	3,126	被害者相談・支援業務業務委託
38	愛媛	NPO被害者こころの支援センターえひめ	愛媛県(警察費)	※委託料	2,067	事業委託(相談業務・広報啓発事業・直接支援事業・再被害防止支援事業・活動基盤強化事業)
39	高知	NPOこうち被害者支援センター	高知県(警察費)	補助金	3,500	事業費
			市町村	補助金	1,560	事業費
			福岡県	委託料	6,000	犯罪被害者支援業務費
40	福岡	NPO福岡犯罪被害者支援センター	福岡市	委託料	3,000	犯罪被害者支援業務費
			北九州市	委託料	1,500	犯罪被害者支援業務費
41	佐賀	NPO被害者支援ネットワーク佐賀ボイス	佐賀県(警察費)	委託料	4,323	業務委託(人件費、相談員等の研修費、ボランティア活動等経費、相談員等に対するスーパービジョン事業費等)
42	長崎	NPO長崎被害者支援センター	長崎県(警察費)	補助金	1,000	電話相談事業、広報啓発活動、相談員等の養成・研修活動
			長崎県(警察費)	補助金	2,500	中学・高等学校訪問による講演事業補助金
			市町村	負担金	1,000	事業費
43	熊本	社団法人熊本犯罪被害者支援センター	熊本県(警察費)	補助金	2,500	民間被害者支援団体育成事業費
			市町村	負担金	2,500	犯罪被害者支援の広報・啓発事業費
44	大分	社団法人大分被害者支援センター	大分県(警察費)	委託料	9,690	業務委託(相談事業等・広報啓発事業)
45	宮崎	社団法人宮崎犯罪被害者支援センター	宮崎県(警察費)	委託料	7,200	業務委託(カウンセリング事業・広報啓発・講演会等開催・研修事業・直接支援・専門相談業務等)
			市町村	負担金	2,774	事業費
46	鹿児島	社団法人かごしま犯罪被害者支援センター	鹿児島県(警察費)	委託料	5,242	業務委託(人件費、直接支援事業費、広報啓発活動事業費・相談事業費、相談費・ボランティア養成研修費)
			市町村	負担金	2,489	事業費
47	沖縄	社団法人沖縄被害者支援ひいセンター	沖縄県(警察費)	補助金	886	事業費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
			市町村	補助金	690	事業費

民間被害者支援団体の活動状況（平成20年中）

資料 3

平成21年4月1日現在

都道府県名			民間被害者支援団体				相談件数				直接支援件数					その他						
			法人	早期 援助 団体	特定 公益 法人等	名称	電話	面接	その他	総数	警察・ 裁判等 付添い	病院付 添い	自宅 訪問	生活 支援	総数	自助グ ループ 開催	物品等の 供与・貸 与	その他 (連絡調 整等)				
北海道			社	○		北海道家庭生活総合カウンセ リングセンター（北海道被害者相談室）	971	79	15	1,065	0	11			11			0				
東北	青森	社				あおもり被害者支援センター	28	9		37	1				1			1				
	岩手	社				いわて被害者支援センター	117	14	15	146	0	2			2	6		0				
	宮城	社	○	○		みやぎ被害者支援センター	238	19		257	57	5		19	81	9		5				
	秋田	社	○			秋田被害者支援センター	148	8		156	0	18		16	34	13	1	0				
	山形	社	○			やまがた被害者支援センター	153	31		184	16			1	17			0				
	福島	社	○			ふくしま被害者支援センター	129	21	4	154	4			3	7			2				
警視庁			社	○	○	被害者支援都民センター	1,924	543	271	2,738	258	2	14		274	15		437				
関東	茨城	社	○			いばらき被害者支援センター	499	7		506	204	7	2	3	216	12		143				
	栃木	社				被害者支援センターとちぎ	265	61	10	336	5				5	12		0				
	群馬	N	○			被害者支援センターすてっぷぐんま	272	61	13	346	2	1			3	1	1	7				
	埼玉	社	○			埼玉犯罪被害者援助センター	423	18	42	483	10	1	7	8	26		1,225					
	千葉	社	○			千葉犯罪被害者支援センター	822	160		982	40	59	1		100			1				
	神奈川	N	○	☆		神奈川被害者支援センター	292	26		318	25				25			0				
	新潟	公		◎		にいがた被害者支援センター	140	3		143	19			1	20	6		7				
	山梨	社				被害者支援センターやまなし	204	12		216	4				4			0				
	長野	N				長野犯罪被害者支援センター	197	53		250	13	7			20			8				
	静岡	N	○			静岡犯罪被害者支援センター	393	25		418	49	4	32		85	19	8	0				
中部	富山					とやま被害者支援センター	104	19		123	0		3		3			0				
	石川	N				石川被害者サポートセンター	229	22		251	3		1		4	7		14				
	福井	公		◎		福井被害者支援センター	123	19		142	1		1	2	4			0				
	岐阜					ぎふ犯罪被害者支援センター	70	2	16	88	23		1		24			13				
	愛知	社	○	○		被害者サポートセンターあいち	493	25	29	547	28	7	19		54	14		55				
	三重	社	○			みえ犯罪被害者総合支援センター	317	50	9	376	20	3	2		25			44				
近畿	滋賀	N				おうみ犯罪被害者支援センター	160	0		160	4	7			11			0				
	京都	社	○	○		京都犯罪被害者支援センター	395	181		576	92	20	8		120			192				
	大阪	N	○			大阪被害者支援アドボカシーセンター	451	18	0	469	91	18	0	0	109	10	0	149				
	兵庫	N				ひょうご被害者支援センター	276	7		283	42	1			43	5		6				
	奈良	社				なら犯罪被害者支援センター	57	41	0	98	1	0	0	0	1	0	0	3				
	和歌山	N				紀の国被害者支援センター	76	7		83	3		1	1	5			7				
中国	鳥取	一				とっとり被害者支援センター	82	44	16	142	1				1			2				
	島根					島根被害者サポートセンター	24	0		24	1		1		2			1				
	岡山	社				被害者サポートセンターおかやま	219	21	0	240	70	3	0	0	73	11	0	117				
	広島	社	○			広島被害者支援センター	286	17		303	19			8	27			3				
	山口	N				被害者支援センターハートラインやまぐち	93	8		101	31	3	7	1	42			46				
四国	徳島					設立予定（平成21年4月8日）		0		0	0				0			0				
	香川	N				被害者支援センターかがわ	117	27		144	5				5			2				
	愛媛	N				被害者こころの支援センターえひめ	70	15		85	3				3			0				
	高知	N				こうち被害者支援センター	131	50	7	188	0	3		0	3			0				
九州	福岡	N		☆		福岡犯罪被害者支援センター	298	20		318	22	6	1		29			16				
	佐賀	N				被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	535	19	112	666	21				21	8	1	135				
	長崎	N	○			長崎被害者支援センター	160	33		193	3	1	3		7			9				
	熊本	社	○	○		熊本犯罪被害者支援センター	570	112	18	700	87	9	8	7	111	12	4	24				
	大分	社	○			大分被害者支援センター	145	19	11	175	6		5		11			5				
	宮崎	社	○	○		宮崎犯罪被害者支援センター	489	187	1	677	81	0	2	7	90	10	4	51				
	鹿児島	社	○			かごしま犯罪被害者支援センター	447	143	15	605	82	10	6	1	99		4	2				
	沖縄	社	○			沖縄被害者支援ゆいセンター	295	1		296	7	2			9			22				
合 計					23	10	46（設立予定除く）				13,927	2,257	604	16,788	1,454	210	125	78	1,867	170	1,248	1,529

※1 法人～公：公益社団法人、社：社団法人（特例民法法人）、一：一般社団法人、N：特定非営利活動法人

※2 特定公益法人等～◎：公益社団法人、○：特定公益増進法人、☆：認定特定非営利活動法人

犯罪被害給付制度の概要

資料4

趣旨

故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援しようとするもの。

根拠法

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）
（改正：平成13年4月及び平成20年4月）

日本国内において行われた
人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失を除く）により

被害者が重傷病になった場合

被害者に障害が残った場合

被害者が死亡した場合

重傷病給付金

医療費の自己負担相当額

+

休業損害を考慮した額

（休業加算基礎額 × 休業日）

を1年を限度として支給

上限額：120万円

障害給付金

障害給付基礎額

（被害者の収入日額を基礎として算出）

×

倍数

障害等級1級（常時介護） 2880倍
14級 50倍

（最高額～最低額）

3,974.4～18万円

遺族給付金

遺族給付基礎額

（被害者の収入日額を基礎として算出）

×

倍数

生計維持関係遺族
0人 1000倍
4人 2450倍

（最高額～最低額）

2,964.5～320万円

※ 死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額及び休業損害を考慮した額を加算

上限額：120万円

被害者本人

重傷病：加療1か月以上、かつ、3日以上
の入院（3日以上労務に服することができない
程度の精神疾患）

被害者本人

遺族（順位は番号順）

①配偶者、（生計維持関係のある）②子、
③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、
（生計維持関係のない）②子、③父母、
④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

申請

- 住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請。
- 日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者が申請可能。

支給制限

- 被害者と加害者の間に親族関係があるとき
- 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき
- 被害者又はその遺族等と加害者との関係その他の事情から判断して、給付金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき

調整

労働者災害補償保険法その他の法令により給付が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合、その額の限度において給付金を調整。

除斥期間

申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。やむを得ない理由があれば、その理由のやんだ日から6月以内は申請できる。

仮給付

犯人が不明であるなど速やかに裁定することができない事情があるときは、仮給付金を支給。

平成20年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について

1 申請・裁定の状況

区分	年度別	18年度	19年度	20年度	前年度比
申請に係る被害者数(人)		491	448	462	＋ 14
遺族給付金		256	170	186	＋ 16
重傷病給付金		138	169	182	＋ 13
障害給付金		97	109	94	－ 15
裁定に係る被害者数(人)		458	445	407	－ 38
支給裁定に係る被害者数		435	407	388	－ 19
遺族給付金		240	203	173	－ 30
重傷病給付金		104	131	140	＋ 9
障害給付金		91	73	75	＋ 2
不支給裁定に係る被害者数		23	38	19	－ 19
仮給付決定に係る被害者数(人)		20	15	5	－ 10
裁定金額(百万円)		1,272	932	907	－ 25

- 申請数は、増加。
- 裁定数は、支給、不支給ともに減少。
- 平均裁定期間は、9.8カ月(前年度比+1.8カ月)
- 制度改正(平成20年7月1日以降の犯罪に適用)の適用状況
 - ・ 申請数は51人
 - ・ うち39人が遺族給付金であり、5人について裁定済み

2 1件当たりの裁定額等

	一被害者当たりの 平均支給裁定額	前年度比	最 高 額
遺 族 給 付 金	約427.1万円	＋55.7万円	1,784万円
重傷病給付金	約16.7万円	＋ 2.4万円	約72.2万円
障 害 給 付 金	約193.2万円	－24.7万円	726.8万円

- 改正後の制度が適用された、遺族給付金の平均支給裁定額は、約1,288.5万円
- 減額裁定は、98件(支給裁定の25%)

3 審査請求の状況

- 申立ては、4件(前年度は5件)
- 裁決は、6件(前年度は5件)

制度改正後1年間における犯罪被害給付制度の運用状況について

(H20. 7. 1～H21. 6. 30)

1 申請・裁定の状況

区分	時期別	全 体	H20. 7以前発生	H20. 7以降発生	全体比
申請に係る被害者数(人)		481	396	85	17. 7%
	遺族給付金	201	142	59	29. 4%
	重傷病給付金	190	169	21	11. 1%
	障害給付金	90	85	5	5. 6%
裁定に係る被害者数(人)		420	404	16	3. 8%
	支給裁定に係る被害者数	404	388	16	4. 0%
	遺族給付金	174	162	12	6. 9%
	重傷病給付金	151	147	4	2. 6%
	障害給付金	79	79	0	0%
	不支給裁定に係る被害者数	16	16	0	0%
仮給付決定に係る被害者数(人)		3	3	0	0%
裁定金額(百万円)		944	832	112	11. 9%

2 一被害者当たりの平均支給裁定額

区分	時期別	H20. 7以前発生	H20. 7以降発生
遺族給付金		約402. 7万円	約933. 3万円
重傷病給付金		約17. 3万円	約10. 6万円
障害給付金		約194. 8万円	—

3 最高額

区分	時期別	H20. 7以前発生	H20. 7以降発生
遺族給付金		約1, 496万円	1, 784万円
重傷病給付金		約84. 4万円	約15. 1万円
障害給付金		約832. 9万円	—

(財)犯罪被害救援基金による 「犯罪被害者等に対する支援金支給事業」について

1 概要

犯罪被害給付制度などの公的制度では救済の対象とならない被害者等であっても、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者に対して、その申請に基づき、(財)犯罪被害救援基金が支援金を支給するもの。

平成20年12月から開始。

2 支援金の額

100万円から500万円。

被害者の事情等を勘案して(財)犯罪被害救援基金が定める。

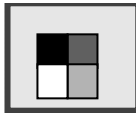
3 支給対象

(1) 次のような犯罪が対象となると考えられる。

- 重過失犯
- 海外における犯罪
- 犯罪被害給付制度の申請期限（7年）をやむを得ず過ぎた事案
例えば、犯行後7年以上経過した後に殺人が発覚したもの
(平成20年7月より前に発覚したものに限る。)

(2) ただし、次のようなものは除かれる。

- ・ 加害者から損害賠償が得られるもの。
- ・ 労災、自賠責などにより、救済されるもの。
- ・ 民間保険により保険金が得られるもの。
- ・ 被害者に帰責事由があるもの。



経緯

破産管財人

19年10月

オウム真理教破産申立事件の破産管財人が、20年3月に破産手続を終了する旨を発表するとともに、被害者の損害賠償請求権に係る破産債権約38億円のうち約23億円が未払いのまま消滅することを踏まえ、国に対し特別立法の制定による救済を要望

与党法案検討

与党案合意

20年4月

与党・民主党
協議

法律公布

民主党案国会提出

20年2月

20年6月18日

※破産債権の残額を国が支給するもの

法律の概要

◆趣旨

◆地下鉄サリン事件等の無差別大量の殺傷行為が悪質重大なテロリズムであり、これにより不特定多数の者が被った惨禍が未曾有のものであること

◆教団に立ち向かった者やその家族が、教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犠牲となっていること

◆国において被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする

◆対象者

地下鉄サリン事件、松本サリン事件等

全8事件

◆給付金

見舞金的性格の給付金を国から支給。その額は被害類型に応じた定額

① 死亡	2,000万円
② 障害	
イ 介護を要する障害(1・2級)	3,000万円
ロ 重度の障害(1～3級で、イ以外のもの)	2,000万円
ハ その他の障害(4～14級)	500万円
③ 傷病(死亡・障害をもたらすものを除く。)	
イ 重傷病(通院加療1月以上の傷病)	100万円
ロ 重傷病以外の傷病(通院加療1日以上1月未満の傷病)	10万円

◆支給裁定

被害者等の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、申請に基づき裁定

◆申請期間

申請は、法の施行の日から2年を経過したときは、することができない。

◆求償

国は、給付金の支給額の限度において、給付金の支給を受けた者が有する対象事件に係る損害賠償請求権を取得

◆検討

国は、テロリズムによる被害者の救済の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

◆施行日

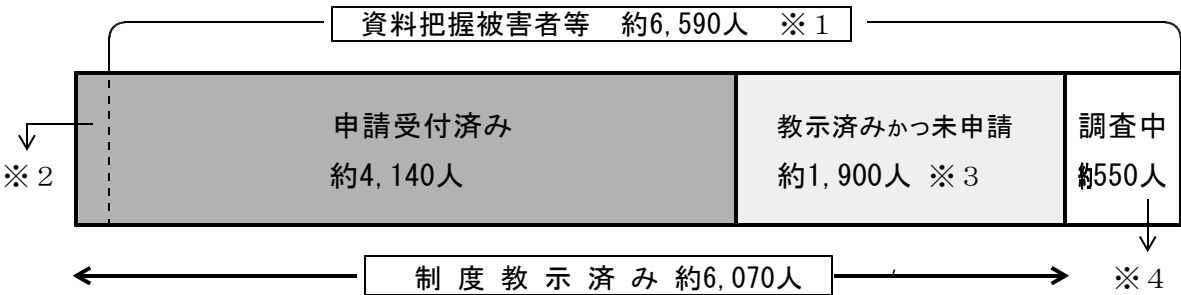
公布の日から6月を経過した日(平成20年12月18日)から施行。ただし、国家公安委員会による資料提出の求めの規定等は公布の日から施行

オウム真理教犯罪被害者救済法の施行状況について

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）は、平成20年12月18日から施行されたところ、施行後6ヵ月の施行状況については、以下のとおりである（6月17日現在）。

1 概要

- 把握被害者等の約63%（約4,140人）から申請を受け付け、申請済み被害者等の約62%（約2,580人）に対して総額約15億4千万円の給付金を支給済み。
- 把握被害者等の約92%（約6,070人）に対し、個別通知等により制度教示済み。
- 所在不明被害者等の調査、各種広報紙への掲載等、本給付金制度について広く周知を図るための取り組みを引き続き推進。



- ※1 公務所等から提供を受けた記録に基づき作成した被害者に関する資料（以下「資料」という。）により把握されている被害者等。
- ※2 資料では把握されていない申請者25人。
- ※3 都道府県警察において電話による申請呼びかけを実施。
（うち申請意思のないことが確認できた被害者 約130人）
障害・その他の類型が3人で、他は傷病類型
- ※4 重傷病が3人で、他は傷病・その他の類型

2 被害類型別申請・裁定・支給状況

被害類型(給付額)		資料把握人数	申 請	裁 定	支 給	支給額
死亡 (2,000万円)		25人	25件	25件	25件	50,000万円
障害	要介護(3,000万円)	3人	4件	4件	4件	12,000万円
	重 度(2,000万円)	1人	3件			
	その他(500万円)	15人	38件	20件	11件	5,500万円
傷病	重傷病(100万円)	約1,400人	1,013件	894件	677件	67,700万円
	その他(10万円)	約5,150人	3,053件	2,710件	1,859件	18,590万円
合 計		約6,590人	4,136件	3,653件	2,576件	153,790万円

※ 「資料把握人数」は、資料により把握されている被害者の被害類型別の人数。